

窒素・燐の暫定排水基準見直し（案）に対する 意見の募集の結果について



環境省は、平成 20 年 7 月 22 日～8 月 21 日にかけて実施した、閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準の見直し案に対する意見募集（パブリックコメント）についての結果を公表しました。意見は 3 件提出されました。

一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる一定の業種については、5 年を適用期限とした暫定排水基準を設定しました。この暫定排水基準については、平成 10 年及び 15 年に見直しを行い、暫定排水基準値の強化等を行ってきました。

現行の暫定排水基準が平成 20 年 9 月 30 日を以って適用期限を迎えることから、排水の処理状況を確認した結果、天然ガス鉱業・畜産農業などの一部の業種については、現時点において、直ちに一般排水基準を達成することが困難な状況にありました。今般の見直しは、これらの業種に関する暫定排水基準を見直し、現時点において達成可能な濃度レベルにまで排水基準を強化するなどとした、新たな暫定排水基準を平成 25 年 9 月 30 日適用期限として設定するため、見直し案について意見の募集（パブリックコメント）を実施したものです。

当社では、窒素・燐の分析を含めた他の排水分析において長年の実績があり、多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008 年 9 月 1 日付 環境省報道発表資料
2008 年 9 月 1 日付 EIC ネット

水質分析箇所 小林優香